

第49回 近代化基金融資

[一般融資(環境対応車・省エネ関連機器融資含む)、ポスト新長期等融資]

実施要領

事業趣旨

トラック運送事業の近代化・合理化の促進、輸送力の増強等の整備資金を、長期、低利に融資することを目的とする。

I 共通事項

1 融資推薦総枠：68億円

2 公募期間：令和7年5月1日から令和8年2月27日まで
但し、推薦額が融資推薦総枠に達した時点で終了するものとする。

※公募開始前に設備資金の支払いが必要となり、取扱金融機関に事業内容を説明のうえ受けた「つなぎ融資」資金で賄った場合で、近代化基金融資の資金を「当該つなぎ融資」の一括返済に充当するものについては、融資推薦の対象とする。

「当該つなぎ融資」をご希望の向きは、事前に兵庫県トラック協会まで連絡すること。

3 融資対象者

以下の(1)、(2)の条件を全て満たし、かつ融資実行時まで(3)、(4)のいずれかを満たすこと。

(1) 第一種貨物利用運送事業を除く貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。）であること。

※持株会社傘下の貨物自動車運送事業者は、兵庫県トラック協会会員であること。

(2) 兵庫県内に本社を有する兵庫県トラック協会会員であること。

(3) 商工組合中央金庫に出資している協同組合等の団体又はその構成員であること。

(4) (3)の条件を具備していない場合は、商工組合中央金庫の代理店信用組合の組合員であること。

4 申込方法

所定の申込書「融資推薦申込書」、「企業要項」、「事業計画書」に以下の書類の写しを添付して兵庫県トラック協会へ申し込むこと。

[添付書類] 車両等の場合・・・見積書 等

建物の場合・・・建物工事請負契約書(見積書)、図面、所在地案内図 等

土地の場合・・・土地売買契約書(案文)、公図、所在地案内図 等

※見積書は、付帯費用等を含む支払総額が記載されたもの。

5 融資推薦上限額

一つの融資に対する推薦上限額は、付帯費用を除く、本体の整備・購入額及びその消費税

6 設備完成(購入)報告

設備完成(購入)後、所定の様式「設備完成(購入)報告書」に以下の書類の写しを添付して兵庫県トラック協会へ提出すること。

- [添付書類] 車両の場合・・・購入車両の車検証、領収書 等
動産の場合・・・納品書、領収書、写真 等
不動産の場合・・・契約書類、登記簿謄本、領収書、写真 等
※各添付書類の日付は、令和8年3月31日までのものに限る。
※車検証は、所有者・使用者欄が当該事業者名となっているもの(直接方式)。
※領収書は、金融機関の振込受取書等も可。

7 取扱金融機関

商工組合中央金庫 神戸支店、同姫路支店及び尼崎支店、並びに同金庫の代理店信用組合(兵庫県信用組合、淡陽信用組合)の本店及び支店

8 転貸融資方式

兵庫県トラック協会に加盟する事業協同組合の組合員で、かつ兵庫県トラック協会の会員は、転貸方式による融資申込みを行うことが出来る。転貸方式の概略は、別図2「転貸方式の仕組み」のとおり。なお、申込書の所定欄に必ず転貸元となる組合名を記入すること。

9 融資推薦適否決定通知日：申込書受理月の翌月初

10 取扱金融機関受付開始日：融資推薦決定通知後

11 融資実行期限：令和8年3月末日

ただし、2ヶ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等についてはこの限りではない。

II 一般融資

【環境対応車(CNG車・ハイブリッド車)及び省エネ関連機器融資は、近代化(一般)融資に含む】

1 融資対象事業

- (1)トラックターミナル、配送センター等物流施設整備
ア 近代化・合理化のための事務機器等の設置購入に要する資金
イ 設備の「補修・改修」に要する資金
(2)人材確保及び生産性向上のための設備
ア 福利厚生施設の整備に要する資金{男女別施設(トイレ・更衣室・休憩室等)を含む}
イ 荷役機械、車両等の購入及び車両の改造に要する資金(パワーゲートの設置を含む)

2 融資条件

- (1)融資推薦限度額：ア 個別事業者 5,000万円迄
イ 共同体 1億円迄
(2)貸出利率：取扱金融機関の所定利率による
(3)貸出期間：1年以上
(4)償還期間：10年以内、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内
ア 車両(フォークリフト含む) 5年以内
イ 荷役機械(起重機、コンベア等) 10年以内
ウ 施設等の構築物 10年以内
エ 自家用燃料供給施設 8年以内
(5)据置期間：償還期間のうち6ヶ月以内
(6)担保、保証人：取扱金融機関の定めるところによる ※協会は、債務保証いたしません。

(7)再融資の制限：既往の借入金が、当初の約定に基づいて正常に償還されているもの限り、融資推薦限度額内で再融資を受けることが出来る。

3 利子補給率(貸出利率が利子補給率を下回る場合は貸出利率まで。) 年0.6%

Ⅲ ポスト新長期等融資

1 融資対象事業

国が定めるポスト新長期規制又は平成28年度排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車の導入に要する資金(別添「ポスト新長期等規制適合車の識別記号表」を参照)

※代替えを条件とはせず、増車、中古車であっても可。

2 融資条件

(1)融資推薦限度額：1億円迄

(2)貸出金利：取扱金融機関の所定利率による

(3)貸出期間：1年以上

(4)償還期間：5年以内

(5)据置期間：償還期間のうち6ヶ月以内

(6)担保、保証人：取扱金融機関の定めるところによる ※協会は、債務保証いたしません。

(7)再融資の制限：既往の借入金が、当初の約定に基づいて正常に償還されているもの限り、融資推薦限度額内で再融資を受けることが出来る。

3 利子補給率(貸出利率が利子補給率を下回る場合は貸出利率まで。) 年0.6%

留意事項

○当協会の融資推薦通知は、融資の決定とは異なります。

推薦は、融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認・証明するものであり、その後、取扱金融機関の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定されます。

○近代化基金融資は、貨物自動車運送事業の輸送と一体となる設備への投資が条件となります。

[対象事業の例 1]・・・物流倉庫の建設

倉庫業の登録を受け「保管料」等を受け取るなどの場合は対象となりません。

[対象事業の例 2]・・・本社事務所の建設

登記上の本社等で総務・経理業務などを行っている事務所建物を建設する事業は、直接輸送と一体となっていないため対象となりません。

[対象事業の例 3]・・・土地の購入

土地を購入するだけの事業は対象となりません。

但し、土地の購入だけであっても、無蓋車庫や荷物の一時保管場所として使用する場合などで、物流機能上必要であると認められる場合は推薦対象となりますが、その場合、念書(様式5号)の提出が必要となります。

○近代化基金融資推薦の申請は、対象設備、支払金額、支払時期、工期など事業の計画が固まってから行って下さい。万一、推薦決定後に事業計画の変更(投資額の変更、延期、中止等)が生じた場合は、速やかに兵庫県トラック協会へ申し出ていただき、所定の手続きを行っていただくこととなります。

なお、所定の手続きがなく融資実行された場合は、利子補給を行うことが出来ません。

○近代化基金融資以外の資金で支払いを行った場合(それが仮払いであっても)は、その支払い済み分について近代化基金融資を受けることが出来ません。

○利子補給の制限について

次のいずれかに該当した場合は、兵庫県トラック協会は利子補給の打ちきり、既往の利子補給分の返還、繰り上げ償還等の措置をとる場合があります。

- ・協会の資格を失った場合及び正常な会員の義務を果たさない場合。
- ・この制度融資を受けた者が、正常な取引を維持することが困難(銀行取引の停止、倒産、営業権の譲渡等)であると判断される場合。
- ・この制度融資を受けた者が、正当な事由なく申請に係る事業計画と異なるものに借入金を転用した場合、また、虚偽による申請が発覚した場合。
- ・借入金が残存している間に融資対象物件の全部又は一部が代替え又は滅失した場合。
- ・その他、要領の主旨に照らし利子補給を継続することが適当でないと判断される場合。

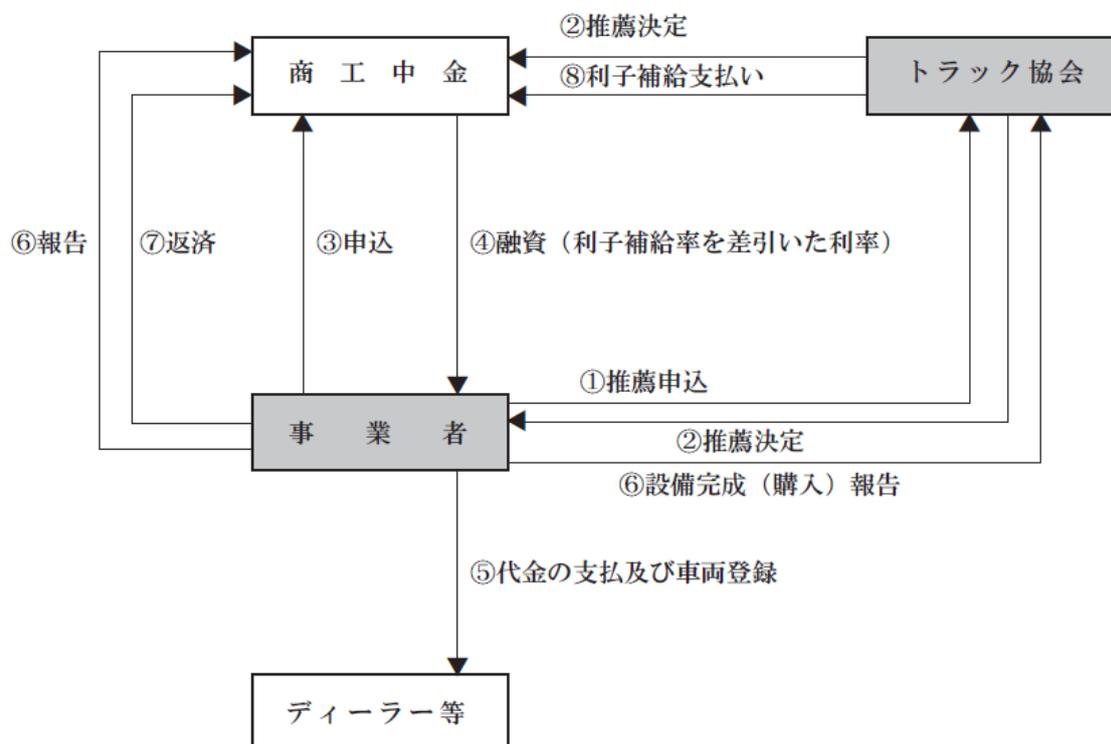
申込み・問い合わせ先

(一社)兵庫県トラック協会 総務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号 TEL: 078-882-5556

別図 1

直接方式の仕組み

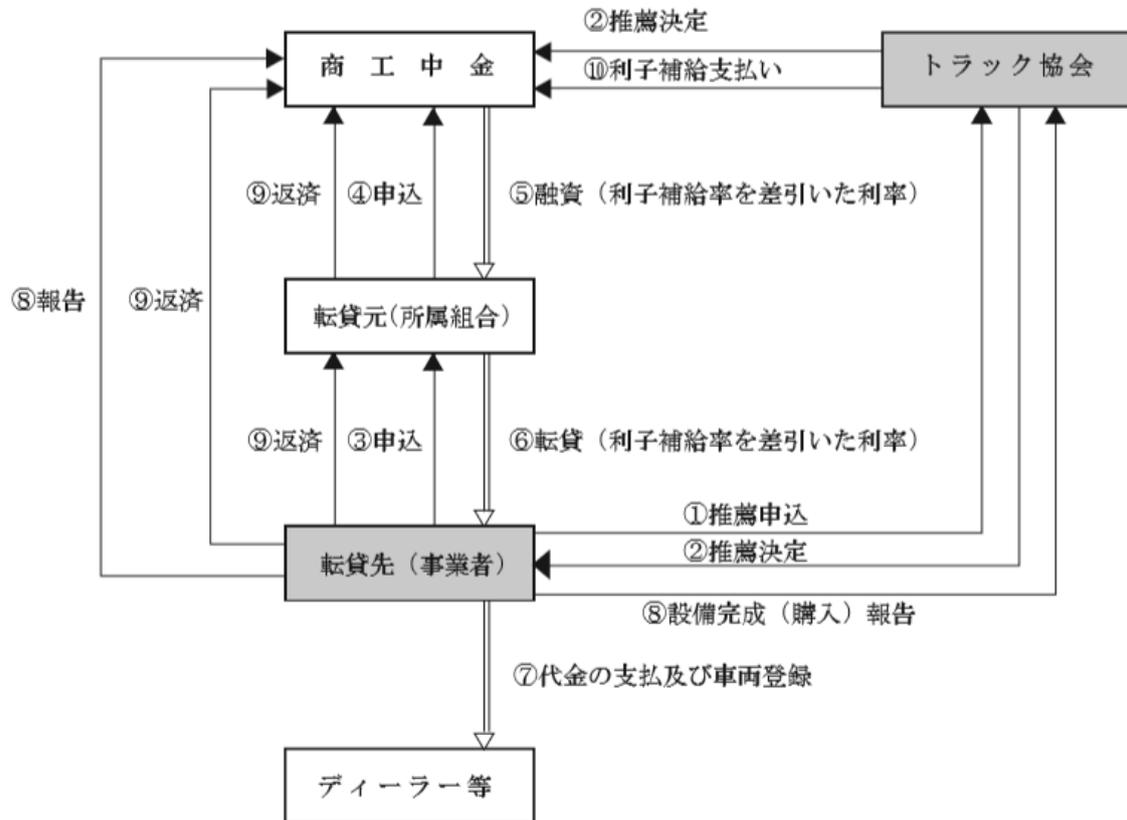


※融資申込みの手順(例：車両購入の場合)

- ① 事業者は、トラック協会へ推薦融資の申込を行う。
- ② トラック協会は、推薦適否を決定し、事業者・商工中金へ通知する。
- ③ 事業者は、商工中金へ融資申込を行う。
- ④ 商工中金は、審査を行い、融資を行う。
- ⑤ 事業者は、融資金によりディーラー等へ車両代金を支払い、車両登録を完了する。
- ⑥ 事業者は、速やかにトラック協会へ領収書(写)及び車検証(写)等を付けて、設備完成(購入)報告書を提出する。
また、事業者は、商工中金が求める内容の報告を行う。
- ⑦ 事業者は、商工中金へ返済を行う。
- ⑧ トラック協会は、商工中金へ利子補給金を支払う(一括方式)。

別図 2

転貸方式の仕組み



※融資申込みの手順(例：車両購入の場合)

- ① 事業者は、トラック協会へ推薦融資の申込を行う。(転貸元となる組合名を申込書へ記入)
- ② トラック協会は、推薦適否を決定し、事業者・商工中金へ通知する。
- ③ 事業者は、商工中金へ融資申込を行う。
- ④ 当該組合は、事業者の申し出を受けて、商工中金へ転貸融資の申込を行う。
(万一、事業者(転貸先)が倒産した場合等、組合は債務者として支払の責任がある。)
- ⑤ 商工中金は、組合へ転貸融資をする。
- ⑥ 組合は、事業者へ転貸融資をする。
- ⑦ 事業者は、融資金によりディーラー等へ車両代金を支払い、車両登録を完了する。
(事業者(転貸先)は原則借入の保証人になるので、保証人としての債務を負う。)
- ⑧ 事業者(転貸先)は、速やかにトラック協会へ領収書(写)及び車検証(写)等を付けて、設備完成(購入)報告書を提出する。
また、事業者は、商工中金が求める内容の報告を行う。
- ⑨ 事業者は、商工中金へ返済を行う。
- ⑩ トラック協会は、商工中金へ利子補給金を支払う(一括方式)。

1. ポスト新長期等規制適合車の識別記号(3桁の組合せ記号となります。)

| 1桁目 | | | 2桁目 | | | 3桁目 | | |
|-----------|------------------|------|----------------|---------------|------|--------|----------------------|------|
| 排出ガス規制年 | 低排出ガス認定 | 識別記号 | 燃料の別 | ハイブリッドの有無 | 識別記号 | 用途 | 重量条件等 | 識別記号 |
| 平成21年規制*1 | 無(ディーゼル乗用PHPを除く) | L | ガソリン・LPG | 有 | A | 貨物車・乗合 | 軽自動車 | D |
| | 50 | M | | 無 | B | | 車両総重量が1.7トン以下 | E |
| | 75 | R | 軽油 | 有 | C | | 車両総重量が1.7トン超、3.5トン以下 | F |
| | 10 | Q | | 無 | D | | 車両総重量が3.5トン超 | G |
| 平成22年規制*2 | 無 | S | | 有(達成(重量車)) | J | | | |
| | 10 | T | | 無(達成(重量車)) | K | | | |
| 平成28年規制*3 | 無 | 2 | | 有(5%達成(重量車)) | N | | | |
| | | | | 無(5%達成(重量車)) | P | | | |
| | | | | 有(10%達成(重量車)) | Q | | | |
| | | | 無(10%達成(重量車)) | R | | | | |
| | | | 有(15%達成(重量車)) | S | | | | |
| | | | 無(15%達成(重量車)) | T | | | | |
| | | | CNG | 有 | E | | | |
| | | | | 無 | F | | | |
| | | | メタノール | 有 | G | | | |
| | | | | 無 | H | | | |
| | | | ガソリン・電気/LPG・電気 | 有 | L | | | |
| | | | 軽油・電気 | 有 | M | | | |
| | | | その他 | 有 | Y | | | |
| | | | | 無 | Z | | | |

*1NOx触媒付直噴ガソリン車及びディーゼル車(乗用、軽量、中量一部(2.5~3.5t)及び重量車一部(12t~))

*2ディーゼル車(中量一部(1.7~2.5t)、及び重量車一部(3.5~12t))

*3ディーゼル重量車

2. 排ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

| 1桁目 | | 2桁目 | | | 3桁目 | |
|------|------|----------|------|------|------|--|
| 識別記号 | 種類 | 燃料等の別 | 識別記号 | 用途など | 識別記号 | |
| Z | 電気 | 電気 | A | 貨物 | B | |
| | 燃料電池 | 水素(圧縮水素) | B | | | |